報告第1号

富津市学校防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱の一部を改正する告示について

富津市学校防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱(令和5年富津市教育委員会告示第6号)の一部を改正する告示を別紙のとおり定めたので、報告する。

令和6年9月26日提出

富津市教育委員会 教育長 岡 根 茂 富津市学校防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱の一部を改正する告示を 次のように定める。

令和6年9月6日

富津市教育委員会教育長 岡根



富津市教育委員会告示第4号

富津市学校防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱の一部を改正する告示

富津市学校防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱(令和5年富津市教育委員会告示第6号)の一部を次のように改正する。

別表中

青堀小学校 3台

」を

Γ

青堀小学校	3台
富津小学校	3台
飯野小学校	3台
大貫小学校	3台
吉野小学校	3台
佐貫小学校	3台
天羽小学校	3 台
環小学校	3台

」に、

富津中学校 3台

」を

T

Γ

富津中学校	3 台
大佐和中学校	3台

」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

富津市学校防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱(令和5年富津市教育委員会告示第6号)新旧対照表

現 行			改正案				
(設置場所)			(設置場所)				
第3条 防犯カメラの設置場所及び台数	は、別表に定めるとおりとす	第3	3条 防犯カメラの設置場所及び台数	は、別表に定めるとおりとす			
る。		3	00				
2 防犯カメラの設置に当たっては、設	置目的を達成するために必要	2	防犯カメラの設置に当たっては、設	置目的を達成するために必要			
最小限度の撮影範囲になるように努め	なければならない。	最	设 小限度の撮影範囲になるように努め	なければならない。			
3 防犯カメラの設置場所には、防犯カ	メラが作動している旨及び教	3	防犯カメラの設置場所には、防犯カ	メラが作動している旨及び教			
育委員会が設置している旨を表示し、	市民に周知するものとする。	育	f委員会が設置している旨を表示し、	市民に周知するものとする。			
別表(第3条関係)		別表	長(第3条関係)				
設置場所	設置台数		設置場所	設置台数			
青堀小学校	<u>3台</u>		青堀小学校	3台			
			富津小学校	3台			
			飯野小学校	3台			
			大貫小学校	3台			
			吉野小学校	3台			
			佐貫小学校	3台			
			天羽小学校	3台			
			環小学校	3 台			
富津中学校	3 台		富津中学校	<u>3</u> 台			
		<u> </u>	大佐和中学校	<u>3台</u>			
天羽中学校	3 台	<u> </u>	天羽中学校	3 台			
				·			

報告第2号

富津市中学校部活動指導員設置要綱を制定する告示について 富津市中学校部活動指導員設置要綱を別紙のとおり制定し告示したので、報告する。

令和6年9月26日提出

富津市教育委員会 教育長 岡根 茂 富津市中学校部活動指導員設置要綱を次のように定める。

令和6年9月18日

富津市教育委員会教育長 岡 根



富津市教育委員会告示第5号

富津市中学校部活動指導員設置要綱

(設置)

第1条 富津市立中学校(以下この条及び次条において「中学校」という。)における部活動の充実及び活性化を図ることにより、生徒の心身の発達に資するため、中学校に学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第78条の2に規定する部活動指導員(以下「指導員」という。)を置く。

(職務)

- 第2条 指導員は、中学校の教育計画に基づき、生徒の自主的及び自発的な参加に より行われる部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事すること とし、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 実技指導
 - (2) 安全又は障害予防に関する知識及び技能の指導
 - (3) 大会、練習試合その他の学校外での部活動の引率
 - (4) 用具又は施設の点検及び管理
 - (5) 部活動の管理運営
 - (6) 保護者等への連絡
 - (7) 年間及び月間指導計画の作成
 - (8) 生徒指導に係る対応
 - (9) 事故が発生した場合の現場対応
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める職務
- 2 前項の規定にかかわらず、指導員が置かれる場合であっても、前項各号に掲げ る職務を教員等が行うことを妨げない。
- 3 校長は、指導員に部活動の顧問を命じることができる。
- 4 校長は、教員等の顧問を置かず指導員のみを顧問とするときは、当該部活動を

担当する教員等を指定し、第1項第7号から第9号までに掲げる職務を命じるものとする。

5 指導員は、部活動の顧問である教員等又は前項の当該部活動を担当する教員等 と指導内容、生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について、日常的に情報 共有を行い十分に連携を図るものとする。

(任用)

第3条 指導員は、指導するスポーツ、文化活動等に係る専門的な知識及び技能を 有し、かつ、学校教育に関する十分な理解を有する者のうちから、地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員 として任用する。

(服務)

- 第4条 指導員は、職務を誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。
- 2 指導員は、指導に当たり適切な練習時間及び休養日を設けなければならない。
- 3 指導員は、生徒及び保護者の信用を損なうような行為をしてはならない。
- 4 指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 指導員は、その職務を遂行するに当たっては、この要綱に定めるもののほか、 関係法令を遵守し、かつ、校長の指示に従わなければならない。

(勤務時間等)

- 第5条 指導員の1回当たりの勤務時間(準備に係る時間を除く。以下この条において同じ。)は、原則として平日2時間以内、学校の休業日3時間以内とし、1 週間当たりの勤務時間は、原則として11時間以内とする。
- 2 指導員の勤務日及び勤務時間の割り振りは、校長が別に定める。 (報告)
- 第6条 指導員は、毎月の勤務終了後、速やかに、富津市中学校部活動指導員指導 記録簿(別記様式。次項において「記録簿」という。)を校長に提出するものと する。
- 2 校長は、教育委員会が毎月指定する日までに、記録簿の写しを教育委員会に提 出するものとする。

(研修)

- 第7条 指導員は、常にその職務を行う上で必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。
- 2 教育委員会及び校長は、指導員に対し、定期的に研修を行うものとする。 (解職)
- 第8条 教育委員会は、指導員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、 解職することができる。
 - (1) 故意又は過失により市に損害を与えたとき。
 - (2) 心身の故障等のため職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないとき。
 - (3) 勤務状況が不良のとき。
 - (4) 指導員としての適格性を欠くとき。
 - (5) 第4条に規定する服務上の義務に違反したとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、指導員について必要な事項は、教育委員会 が別に定める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

富津市中学校部活動指導員指導記録簿 (月分)

	2	190
年	月	E
144	1-1	1988

富津市教育委員会	様				
*		*	氏	名	-
			部活	動名	

口	指導日	指導時間	指導時間	単独で の指導 時間	口	指導日	指導時間	指導時間	単独で の指導 時間
1	目()	: ~ :			16	日()	: ~ :		
2	日()	: ~ :			17	日()	: ~ `:		
3	日()	: ~ :			18	日()	. ~ :		
4	日()	: ~ :			19	日()	: ~ :		
5	日()	: ~ :			20	日()	: ~ ;		
6	日()	: ~ :	67 65 61 81 81 81 82 83 83 83 84 84 85 85 85 85 85 85 85 85 85 85 85 85 85		21	日()	: ~ :		
7	日()	; ~ ;			22	日()	: ~ :		
8	日()	: ~ :			23	日()			
9	日()	; ~ :			24	日()	 ?		
10	日()	; ~ ;			25	日()	: ~ :		
11	日()	; ~ :			26	日()			
12	日()	: ~ :			27	日()	. ~ :		
13	日()	ı ~ :			28	日()	~		
14	日()	: ~ :			29	日()	: ~ :		
15	日()	: ~ :			30	日()	: ~ :		

上記のとおり指導を行ったことを認めます。

富津市立	中学校	
校長		